

平成21年第3回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成21年8月4日（火曜日） 1日間 本会議1日

平成21年8月4日第3回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 松尾仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長職務代理者 鶴田良弘 会計管理者 池田豪文 総務課長 江頭典雄 税務課長 白濱博巳 企画課長 北島徹
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成21年8月4日 午前10時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
- 日程第5 議案審議
議案第45号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 討論・採決

午前10時32分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は平成21年第3回臨時議会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番松田俊和君及び2番原慎和彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

議長（吉富 隆君）

日程第3．町長のあいさつ。

町長のあいさつをお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。平成21年第3回の上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも本当に御繁忙の中、御出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

先日は集中豪雨に見舞われ、九州北部には甚大な被害が出ており、また県内でも各地で災害が発生しておるところでございますが、上峰町は幸いにして被害も少なく、町長としてほっとしておるところであります。

また、一昨日の佐賀県消防操法大会には、暑い中にもかかわらず、応援を賜りまして本当にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

国内の情勢も衆議院が解散されて選挙戦に入っている状況にありますが、景気は依然として回復の兆しは見え、町の財政にも大きな影響が出ているところでございまして、今回、法人税の還付ということで予算の補正をお願いする次第でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

これで町長のあいさつを終わります。

日程第4 議案上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第4．議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の提案、提案理由の概要説明をさせていただきます。

議案の提案です。

議案第45号

平成21年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

平成21年度上峰町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,192,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年 8 月 4 日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は担当の課長より説明をいたします。

以上、1 議案提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より1 議案上程されました。補足説明を求めます。

企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。私、7月10日付で企画課のほうに参りました。以前同様、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、議案第45号の補足説明を申し上げたいと思います。

予算書3枚目、右下のページ2のところをごらんいただきたいと思います。

平成21年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款の18．繰入金、補正額15,463千円、計で50,732千円。歳入合計、補正額15,463千円、計で3,192,023千円でございます。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。歳出です。

款の2．総務費、補正額15,463千円、計の374,337千円。歳出合計、補正額15,463千円、計の3,192,023千円でございます。

次に、説明書で御説明を申し上げたいと思います。

説明書の右下のページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

まず歳入ですが、款の18．繰入金、項の1．基金繰入金、目の1．財政調整基金繰入金、節の1．財政調整基金繰入金15,463千円。これにつきましては、財政調整基金から一般会計への繰入金でございます。

次に4ページ、次のページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。

款の2．総務費、項の2．徴税費、目の1．税務総務費、節の23．償還金、利子及び割引料15,463千円。これは法人住民税の還付金でございます。町内の事業所1社から、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度分の市町村民税の確定申告書が今年7月2日に提出をされました。それによりまして、昨年12月に予定納付をされております税の全額15,019,700円、これに納付されました日以降の還付加算金を加えまして還付するというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第45号

議長（吉富 隆君）

日程第5 . 議案審議。

議案第45号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番（松尾 仁君）

お伺いいたします。

これは税務課長のほうでしょうか。今回1件15,000千円の還付金が上がってきましたけれども、あとほかにそういった還付ということで予算上、関係するやつはございますでしょうか。多分あると思うんですが、固有の名詞は結構ですからA社、B社、C社とか、そういったことでどのくらいあるということで、恐らくつかんでおられると思いますのでお願いします。

税務課長（白濱博巳君）

失礼いたします。

還付というふうな件でございますが、平成21年度につきましては、当初予算で3,000千円の予算をいただいております。例年ですと、景気の低迷ということで昨年に比べまして、還付がより多く発生しているところでございます。現在12件の法人関係の還付がっております。大きいところではN社と申しておきますが、793,100円です。それから、もう1つ大きいところでは、これもN社でございますが、550,800円でございます。そのほかに10社で、これは金額的には少のうございますが、388千円ということで、合計1,731,900円の還付をいたしておるところでございます。そのほか10件の個人の還付が、合わせまして179,365円ということで、現在、歳出で1,911,265円ということで、残が約1,080千円ほどございます。

今後につきましても、還付というのはあると予想しておりますが、今回の件につきましては大手ということで、町内1位、2位というふうなことでございます。昨年でいきますと、全体での1社合わせまして、昨年の予算で23%ぐらいの比率を占めている業者ということでございますが、今回還付ということで、今年度の法人住民税はゼロということで、今後厳しい状況ではございますが、今後の申告状況を注視していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今、税務課長の答弁でちょっとわからなかったんだけど、私がお伺いしているのは個人の

住民税関係の還付じゃなくして、法人住民税関連しての還付ですね。これは大口で15,000千円出てきております。そのほか、各社多分あると思うんですが、それは把握されておられるんでしょう。把握されておられるんだったら、ちょっと数字的に固有の会社の名前は結構ですから教えてください。

税務課長（白濱博巳君）

中間申告と、それから確定申告ということがございます。

確定申告がされておられない業者が、実は上位50社ほどを調査いたしております。法人税割額の昨年度収入があった100千円以上の業者、約50社ですけれども、その中で16社ほどがまだ確定申告をされておられません。

それから、中間申告も確定申告もされていない業者が10社というふうなことでございますが、その状況を見ますと、法人住民税で影響してくるのが、もう既に御承知と承知でございますけど、名前を言っただけでは恐縮でございますが、BSさんでございます。BSさんもかなりのウエートを占めておられることでございますが、一昨年度が約85,000千円ほどございました。昨年、20年度が大分3分の1ぐらいに落ちまして30,000千円強でございました。今回はどうかということで、実は8月に中間ということで出ますけれども、大きい分はそれぐらいじゃなかろうかと思っておりますが、中間ですから、予定納税ですから還付は発生しないということで、今後はそう大きな法人はないのじゃないかというふうな見込みを立てておるところでございます。もしあるとするならば、今の現予算の1,000千円強で対応させていただきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

私がお伺いしたことだけについて御答弁をお願いします。

私、不思議に思っておるのは、例えば、我が町を除いて、よその市とか町は既に数字的につかんでおられるわけですよ。先ほど、7月中旬に確定申告云々というお話がありましたので、これをお伺いしているわけなんです。

聞くところによると、把握しているところは、担当者がやっぱりそういった聞き取りに回っているわけです。4億円とかそういった具体的な数字を把握されて、今後の予算運営の重要な参考資料として使われておるわけです。なぜうちだけがそういったことができないんですか。後でひとつ検討してください。要するに、相手から言っただけだと、全然把握できないということじゃございませんでしょうか。よろしいですか。

次に、企画課長をお願いします。

これは15,000千円近く使いましたけれども、この財政調整基金ですが、残額はいかほどになりますか。

企画課長（北島 徹君）

基金残のお尋ねですが、基金残は14,516千円というふうになります。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

私の質問、言葉足らずだったかもしれないけれども、この財政調整基金から繰り入れしているわけでしょう、15,000千何がしですね。財政調整基金というのは、私の記憶違いかもしれないけれども、億単位のそういった預金があった、貯金があったんだと思うんだけど、その辺のところの数字がはっきりしないので、とにかく15,000千円近く繰り入れしましたと、あと幾ら残っておりますよということをお伺いしたいわけです。

企画課長（北島 徹君）

先ほど申しあげましたように、財政調整基金の残金は14,516千円というふうになっております。

3番（松尾 仁君）

ちょっと私の理解が追いついていないんだと思うんだけど、要するに私が考えているのは、財政運営調整基金というのがございますでしょう。その中から今回、そういったふうな償還金のために約15,000千円近く繰り入れしたわけでしょう。あと残額はお幾らですかということをお伺いしているわけなんですよ。（発言する者あり）了解しました。

5番（中山五雄君）

2点ほど質問いたします。

税の還付金について、これは期限はいつまでか、要するに時期は何月から利子がつくのか。それと利子のパーセントですね、それをお尋ねしたいと思います。

税務課長（白濱博巳君）

この還付金の申告が、同時に請求でございます。

期限はということで、特にいつというふうなことは申告書ではございませんが、早急ということで、今回、額が大きくございましたので、実は申告が来て、すぐ7月6日でしたか、本社のほうに、これは神奈川県横浜市が本社でございますので、本社の担当のほうに電話を差し上げました。現在のところは予算がなく、議会のほうにお願いしなければならないという御事情をお伝え申し上げ、とにかく早ければ早いほどということで、会社のほうも大変というふうなことでお聞きしておったものですから、今回この臨時会のほうにお願いしたということでございます。

それから、還付加算金の件でございますが、昨年12月9日の日に入金がございました。それで、翌12月10日から本日まで238日間でございますが、実は公定歩合といいますが、法定利息が20年度は4.7%でございます。21年度が4.5%でございますので、12月分の22日と、それから1月から本日までの216日の分で4.5%ということで238日で計算いたしまして、額が442,500円ということで積算をいたしておるところでございます。

5番（中山五雄君）

これは、これだけ利子がつく、その金利がつく前に早急にできなかったものか、その辺の答弁をお願いします。

税務課長（白濱博巳君）

利子が発生するというので、一日も早くということで私どものほうは思っておりますけれども、何せ予算がというふうなことでございました。形としては、専決を行って、後で承認というふうなことも、私、税務課の担当課長としては思っておりましたけれども、ほかの法人との状況なりをその後調査し、1カ月後、本日ということになりましたけれども、1カ月ぐらいの間の利子が発生したことにつきましては、大変申しわけなく、おわび申し上げます。よろしく願い申し上げます。

5番（中山五雄君）

12月10日ごろということで今答弁がありましたけれども、これは6月議会でも出せなかったかな、その辺いかがですかね。

税務課長（白濱博巳君）

企業の確定申告というふうなことでございますが、実は7月2日に来ておまして、それ以前までは申告がなければ内容的にはわからないところではございますが、うわさに聞きますと、その業者のほう業績不振だということで、15,000千円の分がどうなるかということでの不安、心配ではございましたが、会社等々にお伺いしましても、額的なことは申されませんで、7月2日に発生したというふうなことでございます。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

7月の何日の日、6日、（「2日」と呼ぶ者あり）2日に発生したということは、ことしのですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、6月議会には間に合わないということですよ。でも、7月2日にそれがわかったならば、その時点で早急にやっぱり町長と話をして今後は進めていかないと、それだけ利子を払わなくちゃいけない。上峰町は今、大変な時期ですから、その辺も今後は考えて、敏速に処置をしていただきたい。

以上です。

税務課長（白濱博巳君）

議員おっしゃるとおりに、今後そういった事案がございましたらば、予算が伴うものから、慎重に、早急に対応して参りたいと思います。よろしく申し上げます。

2番（原楨和彦君）

1つ教えてください。

ことしの7月6日に申告があって、その日が請求日と。（「2日でしょう」と呼ぶ者あり）7月6日ですよ、申告は。（「2日」と呼ぶ者あり）最初6日やったでしょう。そし

て、中山議員の後の質問で2日になったでしょう。業者から還付申告が出た日は6日やないですか、2日ですか、どちらですか、まず。

税務課長（白濱博巳君）

還付申告が私どもの役場にあったのは2日でございます。2日ございまして、早急に協議をさせていただきましたが、その後7月6日と言いましたのは、会社のほうに、本社のほうにちょっと予算がなかったものですから少し待っていただけませんかという町の御事情と、そういったことでお願いをしたわけでございます。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

わかりました。

還付申告があった日が請求日だということで7月2日と、それから数えて238日分ということの計算ですかね。（「いいえ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、ごめんなさい。これは納税からなんですよ。（「はい、そうでございます」と呼ぶ者あり）

で、言われるとおり、予定納税で納めているから 予定納税でしょう。それを納めているから、当然うちは会社の業績に基づいてプラスになることもありますよね、結果的にプラスに。だけど、今度は業績不振でマイナスになったと、それが7月2日に初めてうちのほうにわかったということで、納めた日からやっぱりさかのぼって利息は払わなければならないものかと、そこを1つ疑問に思うものですから。ただ、はっきりとうちが、あ、これは返さなければならないというのがわかるのが還付請求日なんですよ。それから、さっきの利息ではないかというような感じを受けますが、法的にはどうなっていますか、教えてください。

以上です。

税務課長（白濱博巳君）

予定納税をされた時期が12月9日でございます。それで発生するのが10日ということでございますが、私どもにわかったのが、ことしの7月2日ということで、その約半年間の分の利息を払わなければならないかというようなことでございますが、法的には払う義務があるというふうなことで、私も県のほうにもお聞きしましたら、そういったことで地方自治法の延滞金還付加算金の割合の特例ということで、第3条の2のところ項目が上がっているわけでございますが、実は予定納税ということで納税をした、予定納税ですから、したということじゃなくて、半額ではございますが、仮に税金を納めていたというふうな位置づけでございまして、普通ならば、確定申告でもプラスでしたらその分ですけれども、業績というようなことでしますと、結果的に収益不振でなかったというふうなことでございますので、精算というふうな形でございますので、そういった形で還付金を納めた翌日から発生するというふうなことで御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

8 番（伊東盛雄君）

7月2日にわかったということは今聞きましたけど、7月2日に臨時会を開いてますよね。だから、議案書はできなかったにしても、全協で説明をしてもらって、そして専決処分、これは絶対相手に払わにやいかん金額ですから、専決処分をすれば1カ月分の利息は儉約できたと思いますが、その点、町長に2日の日、すぐ報告されましたか。

税務課長（白濱博巳君）

議員おっしゃるとおりに7月2日、午前中に臨時会がございましたが、午後2時ぐらいであったと思いますが、参ったわけでございます。そして、そのときは終わっておりまして、私もちょっとびっくりしましたので、すぐさま総務課長なり町長ということで報告をさせていただきました。本来ならば、すぐというふうなことで議員全員協議会等々で説明をしたほうがよかったかなと、今、反省しておるところではございますが、今後につきましては、より慎重に対応したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

日程第6 討論・採決

議長（吉富 隆君）

日程第6 . 討論・採決。

議案第45号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

平成21年第3回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時1分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 吉 富 隆

上峰町議会議員 松 田 俊 和

上峰町議会議員 原 慎 和 彦